

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

告示

目次

海岸保全区域の指定の一部改正（一九九、二〇〇・河川課）
保安林の指定（二〇一・森林土木課）
道路の供用開始（二〇二・道路環境課）
大規模小売店舗の新設に関する届出（二〇三・商工業振興課）
大規模小売店舗の施設等の変更に関する届出（二〇四・商工業振興課）
都市計画事業の認可（二〇五・由利建設事務所）

公告

土地改良区の定款変更の認可（山本総合農林事務所）
県営土地改良事業の換地処分（由利総合農林事務所）
市町村営土地改良事業の施行の同意（由利総合農林事務所）
県営土地改良事業の換地処分（仙北総合農林事務所）
市町村営土地改良事業の施行の同意（仙北総合農林事務所）
土地改良区の役員の退任及び就任の届出（平鹿総合農林事務所）
県営土地改良事業の換地処分（平鹿総合農林事務所）
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（保健体育課）

告示

秋田県告示第百九十九号

森	林	の	所	在	場	所
全	面	積				

保安林指定		
指定	施業要件	立木の伐採の方法

海岸保全区域の指定（昭和五十一年秋田県告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

平成十四年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

海岸保全区域中「た区域」の下に「。ただし、砂防指定地泊川、白滝川及び上の川の区域を除く。」を加える。

秋田県告示第百二号

海岸保全区域の指定（昭和五十四年秋田県告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成十四年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県秋田沿岸峰浜海岸の項中「まで」の下に「。ただし、砂防指定地小釜沢川の区域を除く。」を加え、同表秋田県秋田沿岸男鹿海岸北浦地区海岸の項中「まで」の下に「。ただし、野村川の区域を除く。」を加え、同表秋田県秋田沿岸岩城海岸の項中「君が野川」の下に「、勝手川、二古川、雪川及び沼尻川の区域並びに砂防指定地雪川及び二古川」を加え、同表秋田県秋田沿岸象潟海岸上浜地区海岸の項中「奈曽川」の下に「、中の沢川、川袋川及び市の沢川の区域並びに砂防指定地川袋川及び大砂川」を加え、同表秋田県秋田沿岸男鹿海岸五里合、男鹿中地区海岸の項中「鮎川滝川」を「並びに鮎川、滝川、安田川及び小増川」に改め、同表秋田県秋田沿岸秋田海岸新屋、下浜地区海岸の項中「基点1を結んだ線によつて囲まれた区域」の下に「。ただし、下浜鮎川の区域及び砂防指定地鮎川の区域を除く。」を加え、秋田県秋田沿岸本荘海岸の項中「二級河川衣川及び松ヶ崎漁港の区域」を「松ヶ崎漁港区域並びに衣川の区域並びに砂防指定地芦川、親川、深沢川、三川及び小屋川の区域」に改める。

秋田県告示第百二一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成十四年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

郡市	大字	字	地番	台帳 (平方メートル)	見込み (ヘクタール)	見込面積 (ヘクタール)	指定の目的	伐採種別	標準伐期齢	間伐の特例も採る場合	の限度並及び
男鹿市	北浦入道崎	昆布浦	二の二	八七、七七七	〇、五八四七	六、四七七〇	風害の防備	(附属明細書のとお	主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす	(附属明細書のとお	び法に
			二の二	五、八四七	〇、五八四七			り)		り)	

（「附属明細書」は、省略し、林務部森林土木課及び秋田総合農林事務所並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年三月二十六日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	熊堂六郷線	仙北郡仙南村金沢西根字釜蓋六三番五地先から大曲市藤木字乙板杭一七七番一まで

二 供用開始の期日 平成十四年三月二十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年三月二十六日から同年三月八日まで

秋田県告示第二百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ジョイス 代表取締役 小苅米 淳一

岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三十号

- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイス仙南店
仙北郡仙南村大字南町字南高野六番外
小売業を行う主な者の氏名及び住所
株式会社ジョイス 代表取締役 小苅米 淳 一
岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三十号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年十一月十三日
- (五) 店舗面積の合計
一万二千百八十五平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
千三台
- (七) 駐輪場の収容台数
百四十一台
- (八) 荷さばき施設の面積
百五十平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
百四立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後九時十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- (三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前七時から午後五時まで
- 二 届出年月日
平成十四年三月十三日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
仙南村役場 企画課
- (二) 期間
平成十四年三月二十六日から同年七月二十六日まで
- 四 意見書の提出先

- 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- (三) 意見

秋田県告示第二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
ホームック株式会社 代表取締役社長 前 田 勝 敏
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
広面ショッピングセンター
秋田市広面字近藤堰越五十番一外
- (三) 変更する事項
- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ東北株式会社
ア 変更前 開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十一時
イ 変更後 二十四時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
ア 変更前 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
ただし、年間二十日間は午前七時から午後十一時三十分まで
イ 変更後 二十四時間
- (四) 変更の年月日
平成十四年三月二十日
- (五) 変更する理由
消費者の利便性のため

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田	公 告	二 届出年月日 平成十四年三月十八日
		三 関係書類の縦覧場所及び期間 （一）縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 秋田市役所 商業観光課 （二）縦覧期間 平成十四年三月二十六日から同年七月二十六日まで
		四 意見書の提出先 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
		五 意見書に添付する書面に記載すべき事項 （一）意見を述べる者の氏名及び住所 （二）意見の対象となる大規模小売店舗の名称 （三）意見を述べる理由
		秋田県告示第二百五号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成十四年三月二十六日
		一 施行者の名称 秋田県知事 寺 田 典 城 大内町
		二 都市計画事業の種類及び名称 特定地区公園事業大内町健康運動公園
		三 事業施行期間 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
		四 事業地 （一）収用の部分 由利郡大内町岩谷町字西越 （二）使用の部分 なし

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用	公 告	県能代地区土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年三月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。 平成十四年三月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城
		平成十四年三月十九日県営土地改良事業（黒川飛地区高生産性大区画ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。 平成十四年三月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城
		土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の町から協議があつた土地改良事業の施行について、次のとおり同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。 平成十四年三月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城
		一 鳥海町 同意年月日 平成十四年三月十五日 秋田県知事 寺 田 典 城
		（二）事業名 土地改良事業（鳥海地区中山間地域総合整備事業） 二 東田利町 同意年月日 平成十四年三月十五日
		（二）事業名 土地改良事業（下小屋地区基盤整備促進事業） 同意年月日 平成十四年三月十五日
		次の県営土地改良事業の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。 平成十四年三月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城
		（一）県営土地改良事業（下田沢地区ほ場整備事業（担い手育成型）） 換地処分年月日 平成十四年三月十二日
		（二）県営土地改良事業（小山田地区土地改良総合整備事業（一般型）） 換地処分年月日 平成十四年三月十八日

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭

書)の建築一式工事の総合評点が千五百点以上であること。

- (3) 平成三年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積一万四千平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績（共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。）を有すること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす者を本工事に専任で配置できること。
- ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証（建築工事）を有する者であること。
- イ 平成三年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積五千五百平方メートル以上の建築物の工事において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
- (四) 共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- (1) 構成員の一人は、建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査（直近の審査結果通知書）の建築一式工事の総合評価が千二百点以上であること。
- (2) 平成三年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千五百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績（共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。）を有すること。
- (3) 次に掲げる基準を満たす者を本工事に専任で配置できること。
- ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証（建築工事）を有する者であること。
- イ 平成三年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千平方メートル以上の建築物の工事において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
- 四 入札手続等
- (一) 担当部局
- (1) 一般的事項
- 郵便番号〇一〇一八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号
- 秋田県教育庁保健体育課総務班（電話〇一八八六〇一五二〇二）
- (2) 設計図書に関する事項
- 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県建設交通部営繕課教育庁建築物班（電話〇一八八六〇一二五八五）
- (二) 契約条項を示す場所

- (一) に掲げる場所
- (三) 入札説明書の交付期間及び交付場所
- 平成十四年三月二十六日から同年五月八日まで、(一) に掲げる場所で交付する。
- (四) 競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法
- 平成十四年三月二十六日から同年五月八日まで、(一) に掲げる場所に持参の上、一部提出すること。
- (五) 入札及び開札の日時及び場所
- 平成十四年五月九日午前十時 秋田県第二庁舎三十四会議室
- (六) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
- 平成十四年五月八日午後五時 (一) に掲げる場所
- 五 その他
- (一) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 見積内訳明細書の提示
- 入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書（設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。）を提示すること。
- なお、見積内訳明細書は、参考資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。
- (三) 入札の無効
- 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (四) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著し

く不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(五) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

規則第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。ただし、規則第百六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

規則第百七十七条及び第百七十九条に規定するところによる。ただし、規則第百七十八条第一号又は第二号に該当する場合は、免除する。

手続きにおける交渉の有無 無

(六) 契約書作成の要否 要

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随

意契約により締結する予定の有無 無

関連情報を入手するための照会窓口 四(一)に掲げる部局

(十) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決され

(十一) たときをもって締結する。

(十二) その他詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work of the Akita Prefectural General Budokan (a tentative name)

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 8 May, 2002

(3) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. 9 May, 2002 (tenders submitted by mail : 5:00 P.M. 8 May 2002)

(4) Contact point for tender documentation concerning

general affairs : Health and Physical Education Division, Department of Board of Education, Akita Prefectural Government, 3-1-1, Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8580, Japan TEL 018-860-5202
blueprints : Architecture Division, Department of Public Works and Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1, Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2585

正

誤

ページ

段

行

誤

正

平成十四年三月十九日(第千三百五十二号)掲載の秋田県告示第百八十一号(道路区域の変更)

(原稿誤り)

八

一四

平鹿郡雄物川町大沢字羽子沢四五番六から字若宮八六

番まで

は、

平鹿郡雄物川町大沢字根羽子沢四

五番六から字若宮八六番まで

の誤り

発行者

秋田県

購読料金

一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一號

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九號
株式会社松原印刷社
電話(062)八七六六 F A X (063)〇〇〇五
E-mail: matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九號
松原繁雄